

生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

県立上越総合技術高等学校

- 教職員と生徒間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
ただし、どうしても連絡が必要な場合は管理職や保護者の許可を得て行わなければならない。
- 関係生徒全員に関わる教育活動であっても、保護者から誤解を受けるといけないように努めるとともに、その内容については、複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を、管理職に届けることとする。
- 教職員は、生徒からメール・SNS等での相談があった場合は、管理職に報告した上で、組織的に対応するようにする。

(附則)この校内ルールは、令和3年 11月 1日より実施する。